

報道関係者各位

令和6年10月1日（火）
【照会先】
厚生労働省山口労働局労働基準部
労働基準部長 上 条 訓 之
賃金室賃金指導官 吉 富 雄 治
電 話 083-995-0372

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します

～最低賃金の大幅な引上げがあったものの違反率は改善。ただし、飲食業の違反率は依然として高い～

山口労働局（局長：友住 弘一郎^{ともずみ こういちろう}）では、最低賃金の履行確保を図るため、本年1月から3月にかけて県内7労働基準監督署（※1）において、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対し集中的な監督指導（※2）を実施し、その結果を取りまとめましたので、公表します。

最低賃金を時間額979円に改正した場合、26.8%の労働者が最低賃金を下回るとの調査結果があります（令和6年度最低賃金基礎調査）。このため、山口労働局では、引き続き、監督指導の実施や改正決定した最低賃金額の周知を行うとともに、賃金引上げに関する各種支援策の活用勧奨を行ってまいります。

1 監督指導の実施事業場数

469事業場うち、最低賃金法違反があったのは、21事業場（全体の4.5%）。
飲食業（6.1%）、商業（4.9%）、保健衛生業（3.5%）の順で違反率が高い。

2 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由

「賃金を時間額に換算して比較していなかった」（7事業場、33.3%）
「最低賃金の改定を知っていたが賃金の改定をしていなかった」（5事業場、23.8%）
「適用される最低賃金額を知らなかった」（4事業場、19.0%）

3 監督実施事業場の最低賃金未満の労働者の状況

山口県最低賃金未満の労働者45人のうち、非正規労働者（パート、アルバイト、契約社員等）が32名（71.1%）。また、女性が31人（68.9%）。

4 監督実施事業場の最低賃金の周知効果

監督を実施した469事業場のうち、「改定後の最低賃金額を知っている」、443事業場（94.4%）「改定後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」20事業場（4.3%）。

※1 下関、山口、宇部、徳山、岩国、下松、萩労働基準監督署の7署です。

※2 監督指導で法令違反を認めた場合には、是正期日を定めて是正勧告書等の文書交付により指導を行います。

【山口労働局における今後の取り組み】

- 1 改定後の最低賃金についての幅広い周知
 - (1) 県内自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請
 - (2) 経営者団体、業種別事業者組合等への周知要請
 - (3) アルバイトを行う学生への周知を県内大学に要請
 - (4) 金融機関、スーパー等へのポスター掲載依頼
 - (5) 法令違反事業場に対し、最低賃金改定後のポスター、リーフレット等の送付

- 2 最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対する監督指導の実施。

- 3 賃金引上げに関する各種情報提供及び「業務改善助成金」その他の各種支援策の周知

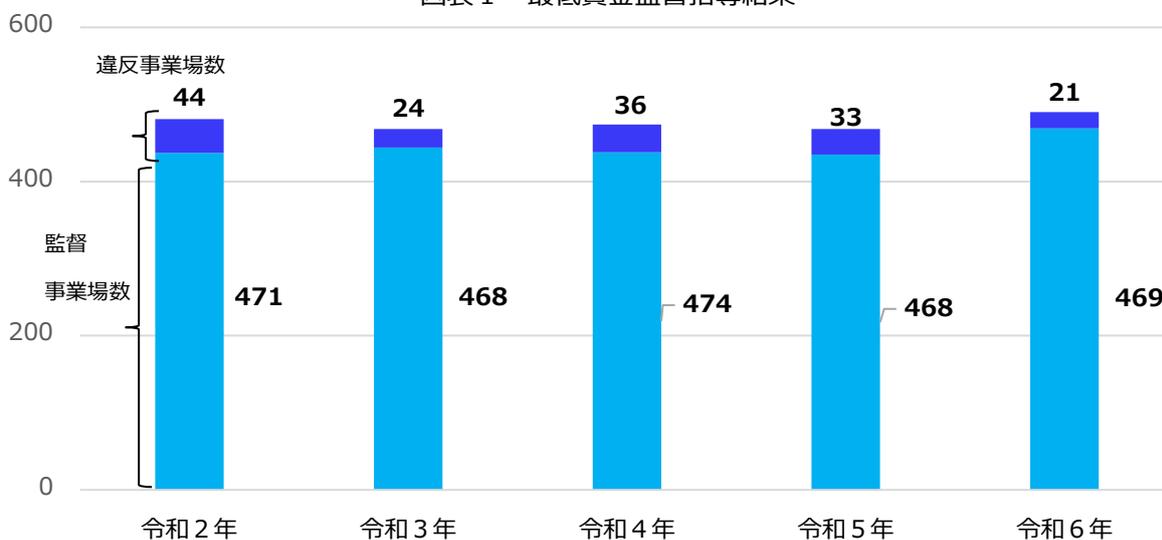
添付資料

- 1 山口県最低賃金リーフレット
- 2 業務改善助成金リーフレット
- 3 労働基準行政について
- 4 労働基準監督の仕組み

図表 1 最低賃金監督実施結果

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
監督実施事業場数	471	468	474	468	469
違反事業場数	44	24	36	33	21
違反率	9.3%	5.1%	7.6%	7.1%	4.5%
監督実施事業場数の労働者数	5,212	4,243	5,674	4,265	4,643
同上のうち最賃未済労働者数	118	58	83	56	45
最賃未済の労働者の割合	2.3%	1.4%	1.5%	1.3%	1.0%
山口県最低賃金額	829 円	829 円	857 円	888 円	928
対前年度引上額	27 円	0 円	28 円	31 円	40 円
対前年度上昇率	3.4%	0%	3.4%	3.6%	4.5%

図表 1 最低賃金監督指導結果



図表 2 男女別最低賃金未済の労働者数

	男女計	男性	女性
最賃賃金未済の労働者	45	14	31
	1.0% (※ 1)	31.1% (※ 2)	68.9% (※ 2)

※ 1 労働者全員に対する割合である。

※ 2 男女計の人数に対する割合である。

図表 3 最低賃金未済者 勤務形態別 内訳

最低賃金未済者数 45	パート	アルバイト	契約社員	派遣	嘱託
非正規計 32	23	4	2	0	3
非正規の割合 71.1%	71.8%※	12.5%※	6.3%※	0%	9.4%※

※ 割合は非正規雇用（「非正規計」）に対する人数の割合である。

図表4 業種別違反率

	監督事業場数	違反事業場数	違反率
製造業	39	0	0%
商業	266	13	4.9%
保健衛生業	85	3	3.5%
飲食業	49	3	6.1%
旅館業	17	0	0%
その他	13	2	15.4%
合計	469	21	4.5%

図表5 違反事業場の最低賃金に関する認識

項目	監督事業場数	違反事業場数
適用される最低賃金を知っている。	443 (94.4%)	11 (2.3%)
最賃額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	20 (4.3%)	6 (1.3%)
最低賃金が適用されることを知らなかった	6 (1.3%)	4 (0.9%)

※ 割合は監督実施事業場数に対する割合である。

図表6 違反事業場が最低賃金額を支払っていない理由(複数回答)

項目	監督事業場数
適用される最低賃金額を知らなかった。	4 (19.0%)
最低賃金の改定を知っていたが、賃金の改定をしていなかった。	5 (23.8%)
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	7 (33.3%)
労働者から最賃額未満で働かせてほしいとの申し出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	2 (9.5%)
その他	4 (19.0%)
(親族だから適用されないと思っていた。)	1
(賞与が最低賃金の算定基礎に含まれると思っていた。)	1
(まかない等の現物支給をしていたため、最賃額未満でも良いと思っていた。)	1
(最低賃金に算入すべき賃金を理解していなかった。)	1

※1 割合は、違反事業場に対する割合(%)である。

※2 複数回答可のため、事業場の合計は違反事業場数を超える。

図表7 業務改善助成金に関する認識

項目	知っている	知らない
労働局の業務改善助成金を知っているか	208 (44.3%)	261 (55.7%)

図表7 令和6年度「最低賃金基礎調査」における県最賃適用労働者の分布率

時間額(円)	影響率(%)			
	全体	一般	パート	女
971	25.7	8.8	53.0	32.7
972	25.8	8.9	53.1	32.8
973	25.9	9.0	53.1	33.0
974	25.9	9.0	53.1	33.0
975	26.0	9.1	53.2	33.1
976	26.2	9.3	53.3	33.3
977	26.2	9.4	53.3	33.4
978	26.3	9.5	53.3	33.5
979	26.8	9.6	54.4	33.9
980	26.9	9.7	54.6	34.1
981	28.4	10.0	57.9	35.9
982	28.4	10.0	58.0	36.0
983	28.5	10.1	58.1	36.1
984	28.7	10.2	58.4	36.3
985	28.7	10.2	58.4	36.4
986	29.0	10.5	58.7	36.8
987	29.1	10.5	58.8	37.0
988	29.1	10.6	58.9	37.0
989	29.6	11.0	59.5	37.6
990	29.6	11.0	59.6	37.6

◎説明

「最低賃金に関する基礎調査」とは、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とするもの。

当該表の数値は、令和6年度「最低賃金に関する基礎調査」により得た分布の累積値で、一番左列の時間額の影響率(左の列未満の額の賃金を支払われている労働者の割合)を示すもの。

同調査の結果から令和6年10月1日に山口県最低賃金(地域別最低賃金)が1時間979円に改定されることによって県内労働者全体の26.8%に影響を及ぼすことが明らかとなった。

また、県内労働者全体からパート労働者を除いた一般労働者に係る影響率は、9.6%であった。

さらに、パート労働者に係る影響率は、54.4%であった。

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

山口県 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

979 円

前年比

51円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
山口労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



山口労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことで!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		<ul style="list-style-type: none"> ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額) 				

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が928円
→ 助成率4/5（生産性要件を満たさない場合）
- 8人の労働者を1,018円まで引上げ（90円コース）
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円 × 4/5)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、山口労働局の雇用環境・均等室または賃金室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>

さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金を60円引き上げた)。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込みの手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金を90円引き上げた)。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(928円→975円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引上げ(930円→975円)を完了(※)

対象!

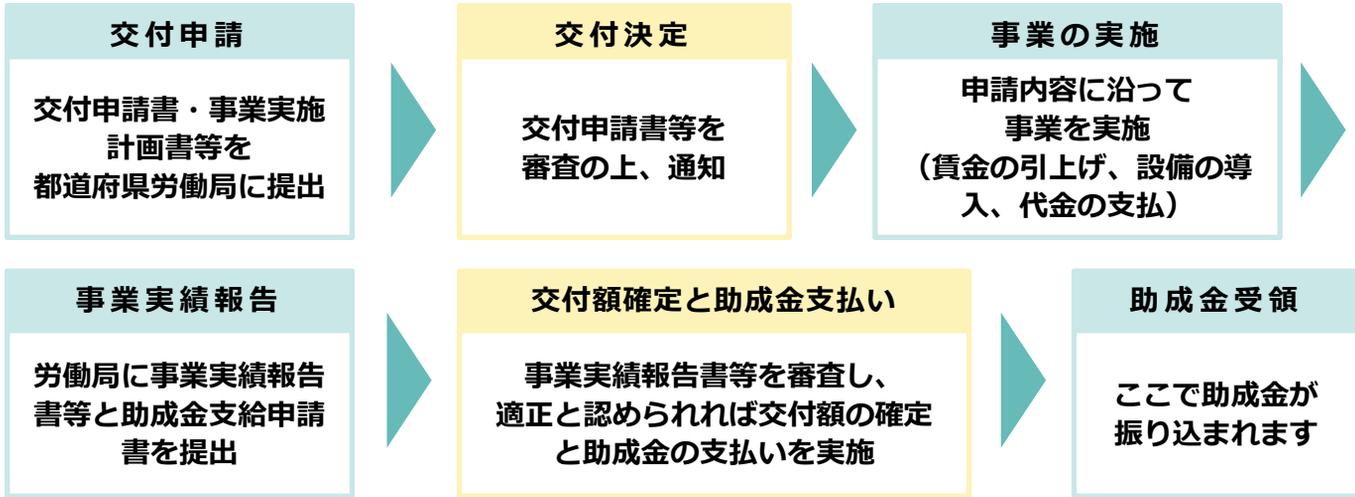
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(930円→975円)を実施

対象外

※ あわせて、就業規則等に事業場内最低賃金が975円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合があります。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は**山口労働局 雇用環境・均等室**です
〒753-8510 山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎2号館5階 電話：083-995-0390

労働基準監督行政について

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、罰則をもって最低の労働条件の遵守を求めるものである。

法令違反があった場合に、労使間の交渉や民事裁判による紛争解決だけでは長時間を要する等、権利救済の観点からは不十分である。このため、違反行為の発生を未然に防止し、かつ、早急に是正させるための機能を持つ、労働基準監督官制度を設けている。

【概要・仕組み】

臨検監督

工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して労働基準法などの法律違反が認められた場合、是正勧告（*）、機械・設備などの使用停止などを命ずる行政処分を行う。

（*）法律違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

災害調査

重篤な労働災害が発生した場合に災害の発生現場に赴き、労働災害発生原因を調査し、事業主に災害発生防止対策を講じさせる。

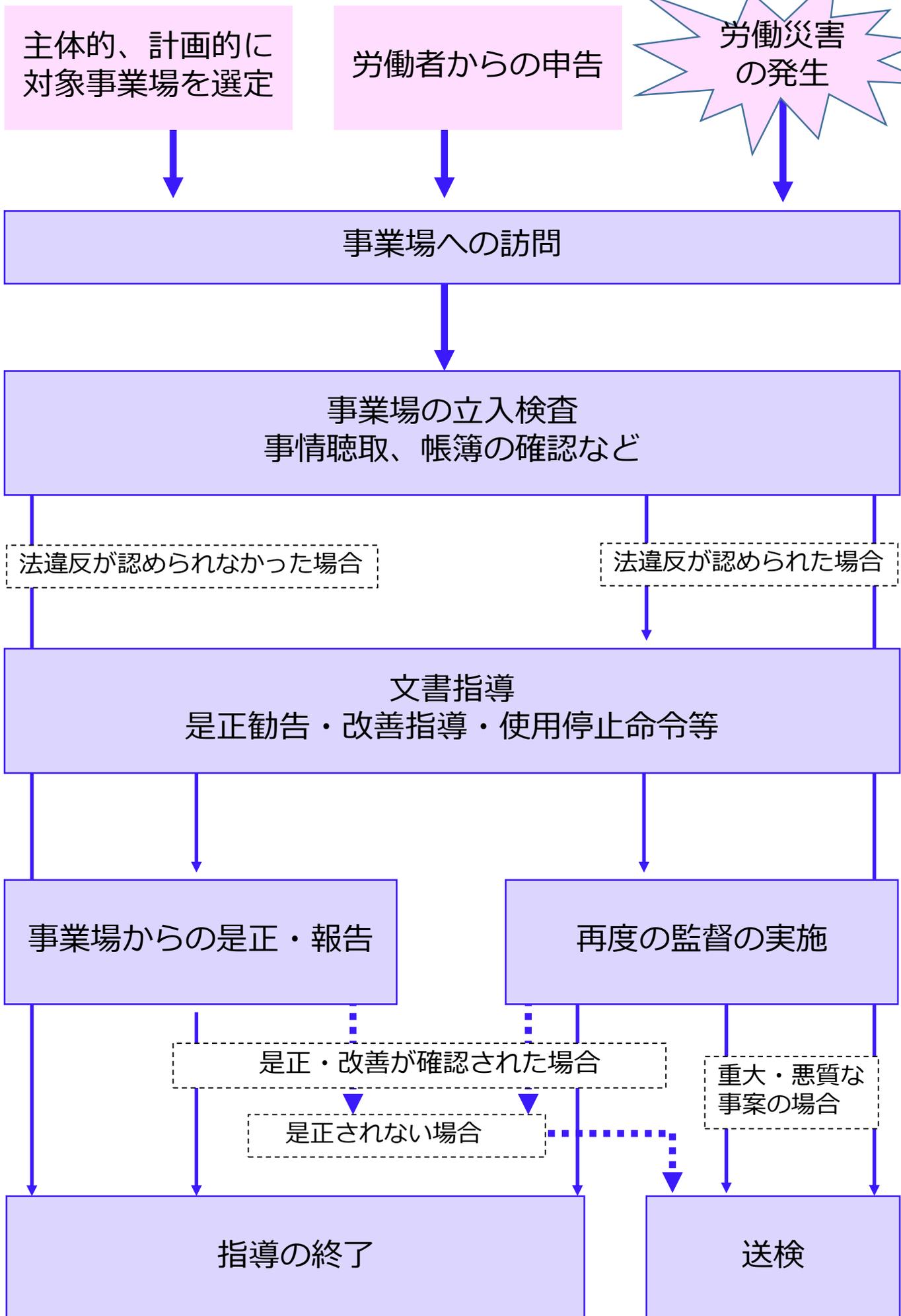
司法警察実務

度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検。



労働基準監督の仕組みについて

※労働基準監督官の主な仕事になります



注1 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により異なる場合もあります。
注2 監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

